

# 一般社団法人日本疫学会定款施行細則

一般社団法人日本疫学会（以下、「当法人」という）定款に基づき、次の通り施行細則を定める。

## 功労賞に関する細則

定款第2条7に基づき、日本疫学会功労賞について定める

第1条 当法人は「日本疫学会功労賞」を設ける。

第2条 日本疫学会功労賞受賞者の被推薦資格は次の要件の全てを満足するものとする。

- 1 疫学に関して顕著な学術的業績を残した者
- 2 疫学に関して、後進の教育、指導に功績のあった者
- 3 当法人の学会長、理事長、Journal of Epidemiology 編集委員長として、当法人の発展に尽力した者。または、当法人の推薦を受けて、国際疫学会 (International Epidemiological Association) の会長、理事長、理事、代議員、アジア・太平洋地域国際疫学会会長として、国際疫学会の発展に尽力した者。

第3条 日本疫学会功労賞受賞者の推薦に当たっては、理事会において功労賞受賞者の推薦担当理事3名を互選し、理事長が委嘱する。原則として、日本疫学会功労者受賞者推薦担当理事は、名誉会員推薦担当理事を委嘱された者とする。

- 1 推薦担当理事は功労賞受賞の該当者の有無及び該当者の被推薦資格要件（前条）に照らし、必要な調査を行い、その後、厳正に審査し、受賞者を選考する。委員長は、選考の結果を毎年8月31日までに理事長に報告するものとする。
- 2 理事長は、委員長からの報告を理事会に諮り、受賞者を決定する。

第4条 表彰は毎年当法人社員総会において行い、受賞者には賞状等を贈呈する。

第5条 本細則の改正は、理事会の議決により行う。

附則

本細則は、2015年12月1日から施行する。